

兵庫県立大学参与称号授与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学が授与する参与の称号に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 参与の称号を授与することができる対象者は、学長の求めに応じ、教育・研究・社会貢献活動等にかかる特命事項に対して助言を行うことができる者とする。

(称号の授与)

第3条 学長は、前項に規定にする対象者に対し、参与の称号を授与することができる。

(補則)

第4条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。